第四節　純資産

（純資産の分類）

第百七十七条　純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

（株主資本の分類及び区分表示）

第百七十八条　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

2　第六十一条の規定は、資本金について準用する。

3　第六十二条第一項の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

4　第六十六条の規定は、自己株式について準用する。

5　第六十六条の二の規定は、自己株式申込証拠金について準用する。

（評価・換算差額等の分類及び区分表示）

第百七十九条　第六十七条の規定は、評価・換算差額等について準用する。

（株式引受権の表示）

第百八十条　第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。

（新株予約権の表示）

第百八十一条　第六十八条の規定は、新株予約権について準用する。

第五節　雑則

（特別法上の準備金等）

第百八十二条　準備金等は、第百五十七条及び第百七十一条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

2　前項の準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（別記事業の資産及び負債の記載）

第百八十三条　別記事業を営む会社が中間貸借対照表を作成する場合においてその資産及び負債についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む会社は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2　前項の場合において資産及び負債の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

（指定法人の純資産の記載）

第百八十四条　指定法人が中間貸借対照表を作成する場合においてその純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

第三章　中間損益計算書

第一節　総則

（中間損益計算書の記載方法）

第百八十五条　中間損益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間損益計算書は、様式第十八号により記載するものとする。